

令和 3 年 12 月 27 日

第 5 回

出 水 市 農 業 委 員 会 定 例 総 会 議 事 録

出 水 市 農 業 委 員 会

招集日時及び場所

日時 令和3年12月27日
午前9時00分～午前11時50分
場所 出水市役所本庁 4階大会議室

出欠委員

(1) 出席委員

農業委員

会長 横峯 均

1番	大城 勝司	7番	山口 安任	13番	犬童 正成
2番	樋口 修	8番	小倉 幸夫	14番	田下 勉
3番	福本 悟	9番	尾道 睦雄	15番	福山 勝也
4番	松元 浩文	10番	大塚 雄二	16番	久野 敏朗
5番	大久保 友恵	11番	松元 重忠	17番	外園 優
6番	井町 和夫	12番	花園 ハルエ	18番	澤田 泰之

農地利用最適化推進委員

20番	時吉 大喜	25番	岩元 慎太郎	29番	吉田 直
21番	田中 智彰	26番	内木場 義友	30番	山口 廣喜
22番	中谷 國三	27番	武宮 豊	31番	坂元 敦信
23番	澤田 みね子	28番	外 雅夫	32番	花田 初男
24番	三原 仁				

(2) 欠席委員

なし

その他出席者

吉岡、犬淵、荒木、大島、内之浦

会議に付した事件

- 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 2号 農用地利用集積計画について
- 議案第 3号 農地中間管理権の取得について
- 議案第 4号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
- 議案第 5号 農地転用事業計画変更申請について
- 議案第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 7号 非農地証明願について

議長 皆さんこんにちは、ただいまから第5回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただいまの農業委員の出席は19人で定足数に達しております。
なお、本日は農業委員、推進委員ともに全員出席です
議事録署名委員を指名いたします。

7番、山口委員と8番、小倉委員を指名いたします。

日程4 会期は本日1日限りいたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」という者あり。)

会期は本日1日限りいたします。

日程5 諸般の報告

総会後の業務報告等(会長報告、省略)

合意解約等の報告(事務局報告、省略)

農地形質変更届について(事務局報告、省略)

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局をお願いします。

事務局 済みません。先ずはお詫びからです。今回から、総会資料と地籍図を分けてお届けしてあります。その中で、前回までの総会資料では、申請番号を、1項、2項と表記していたんですけれども、今回から資料の8ページを開けていただくと分かるんですが、申請番号12-1、12-2と変更をしてあります。それと地籍図につきましては、別冊の図面集の1ページから申請番号順に記載していますので、御了承ください。その総会資料の中に、譲受人の年齢や、賃借の契約期間の記載がありませんので、見づらいと思いましたので、今から申請番号順に受人の年齢と賃借契約の契約期間を申し上げますので、御面倒ですが記入をいただいてもよろしいでしょうか。資料の8ページの12-1項からですね、申請番号の12-1項の受人の年齢が53歳です。12-2の受人の年齢が81歳、12-3受人が65歳、12-4受人が33歳、12-5受人が68歳、12-6受人が64歳、12-7受人が64歳、12-8受人が54歳、12-9受人が89歳、12-10受人が40歳、12-101借人が61歳、12-102借人が61歳です。また、12-101及び12-102は、貸し借りの契約なんですけど、この契約期間は5年間という事になります。あと、すみませんが図面集の4ページになるんですけれども、図面集の14ページの上の段、〇〇番〇、福ノ江町〇〇〇〇番〇の所が、斜線が引いてあるんですが、すみません、これはここの斜線部分の間違いで、その斜線部分の左隣が〇〇〇〇番〇という事になりまして修正をお願いします。あとひとつ、総会資料の8ページなんですけれども、申請番号の12-4、麓町〇〇〇番〇については、取り下げ願いが出ていますので、今回は議題を取り下げるという事でお願ひします。

では、報告いたします。8ページからです。所有権移転申請第12-1です。申請地は、高尾野町江内、畑、面積627㎡です。譲受人は53歳の兼業農家で、水稻等を耕作されています。取得後は野菜を耕作予定です。阿久根市に農地を956㎡所有しています。許可後の面積は、1,583㎡で、この農地は、11月総会で空き家に附属した農地の指定を受けている農地です。譲受人の住所は阿久根市ですが、許可後に家族4人で出水に転入されるという事です。

第12-2、申請地は、武本、田、1,550㎡です。譲受人は81歳の農家で、水稻を耕作されています。譲受人は高齢ですが現役で農業をされており、後継者の息子さんもいらっしやいます。取得後は水稻を耕作予定です。許可後の面積は、11,155㎡で、譲受人の

規模拡大、譲渡人の相手方の要望による売買の申請です。

第12-3、申請地は知識町、畑、549㎡です。譲受人は65歳の農家で、植木等を育てています。取得後は植木を育成予定です。許可後の面積は33,646㎡で譲受人の規模拡大、譲渡人の相手方の要望による売買の申請です。

第12-5、申請地は、野田町下名、田、1,435㎡です。譲受人は68歳の農家で水稻を耕作されています。取得後は水稻を耕作予定です。許可後の面積は21,903㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の規模縮小による売買の申請です。

次の第12-6及び12-7は譲受人が同じですので、まとめて報告します。第12-6申請地は福ノ江町、田、314㎡です。第12-7、申請地は福ノ江町、田、408㎡です。譲受人は64歳の兼業農家で水稻等を耕作されています。現在もこの2筆を借り受けて水稻を耕作されているそうです。許可後の面積は6,940㎡で、譲受人の規模拡大、譲渡人の規模縮小による売買の申請です。

第12-8、申請地は福ノ江町、畑、858㎡です。譲受人は54歳の兼業農家で水稻等を耕作されています。許可後は野菜を耕作予定です。譲受人の畑が隣接しており一体として耕作されるという事です。譲受人の規模拡大と譲渡人の規模縮小による売買の申請です。

第12-9、申請地は上鯖淵、田、2,178㎡です。譲受人は89歳です。現在は、水稻等を耕作されています。取得後は水稻を耕作予定です。許可後の面積は、8,561㎡で、譲受人の受贈、譲渡人の贈与による申請です。譲受人は高齢ですが、62歳の娘さんが後継者として農業をするということです。

第12-10、申請地は上鯖淵、田と畑の3筆、合計面積3,504㎡です。譲受人は、兼業農家です。現在は、野菜を耕作されています。取得後は水稻等を耕作予定です。許可後の面積は、3,504㎡で、譲受人の新規就農、譲渡人の規模縮小による売買の申請です。譲受人は、水俣市からの転入者で、前場地でも農地を借りて、ダイコン等を栽培するなどの農業経験があります。また、農地と同じ自治会内にある譲渡人の住宅も購入し、子供さんと二人でお住まいです。賃借権設定の第12-101及び12-102は借人が同じですので、まとめて報告します。賃借権設定第12-101、申請地は、武本、畑、面積1,700㎡です。賃借権設定第12-102、申請地は、高尾野町大久保、田2筆、合計面積2,107㎡です。借人は、61歳の農家で、野菜を耕作されています。取得後は畑には馬鈴薯を、田には里芋を耕作するという事です。許可後の面積は、3,817㎡で、借人の規模拡大、貸人の相手方の要望によるものです。賃借期間は2件とも5年になります。

次に、空き家に附属した農地の指定についてです。申請地は、麓町、畑、面積716㎡です。この農地は空き家バンクに登録した家に隣接しており、現在は不耕作地です。以上です

議長

事務局の報告が終了しました。12-1項～12-5項まで久野委員、それから空き家に附属した農地の指定についても久野委員、それから大塚委員が12-6項～12-10項までの報告をお願いいたします。それでは、16番委員お願いします。

16番

16番です。12月22日、昼の13時から、10番委員、20番委員、私、事務局職員で調査し審議した結果を報告します。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。所有権移転、申請番号第12-1～12-3と12-5までを報告します。

図面集の1ページ上の方からですが、これが申請番号12-1の場所です。空き家に附属した農地という事で11月に指定されています。場所は、荒崎橋から西へ180mの所で、

少し高台になった見晴らしの良い所でした。雑草が生えておりましたが、刈り取られておりました。空き家に附属した農地ですので、所有権移転としては、特に問題もない農地でありました。

次に、12-2です。1ページの下の地籍図になります。場所は、出水運動公園から西へ770mほど行った場所です。周辺はちょっと山間になっておりました、猪と鹿除けの鉄の網で囲まれた場所でありました。当日見に行ったところ、近所の方もちょうど見えられて、圃場はいつも綺麗に整備されているという様な事で、特に問題はありませんでした。

次に、12-3です。2ページの上の段の地籍図です。場所は、鹿島団地から北へ340mほど行った所です。ここも圃場が綺麗に耕耘されており、特に問題はありませんでした

次に、12-5になります。3ページの上の段です。場所は、野田のリサイクルセンターから北西へ1.3kmほど行った所です。ちょうど田んぼ地帯でありまして、稲を刈り取った状態でありました。畑作はまあ作ってない状態でしたが、特に問題になるような場所ではありませんでした。

以上、所有権移転第12-1~12-3と、12-5は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可相当」と判断しました。以上です。

議長 続きまして、10番委員をお願いします。

10番 10番です。先ず9ページの12-6からいきます。12-6と12-7は、先ほど説明があったようにですね同じ人ですので、一緒にやりたいと思います。図面番号は3ページと4ページになりますけれども、4ページの方で見たいと思います。3号線から出水福ノ江線ですね、福ノ江保育園の手前80mの所に現地がありまして、そこに入った所です。今、保育園は子ども園になっていますけれども、その自宅は「宅地」って書いてありますけれどもその上の方です。斜線の上の方です。ここは、工場と宅地になっておりました、その下に田んぼが、その角地ですね。田んぼが2筆ありまして、それを買い受けるという事でございます。ちょうど角地で何もこの周りは宅地になっておりますので、行く行くはこれも宅地になっていくんじゃないのかなと私は想像しました。

それから、次は12-8番です。この土地は、この現地地籍番号から言ってもすごく近い所にありまして、4ページの下の方ですね。福ノ江自治会って書いてありますけれども、上はここに土地がありましたけれども、もう一団の土地になっていまして、真ん中に境界線も何もなくですね、一団の土地で今も利用されているんだろうなと思いました。周りも畑になっておりました、何の問題もなく耕作出来るんじゃないかなと私たちは判断いたしました場所はですね、先ほど言ったように近い所でございますので、福ノ江線から入った所でございます。

それから、12-9です。一本松交差点から北東へ約1.7kmとありますけれども、447号線から途中、日当（日当自治会）の方に入る道路がありますけど、それを1kmぐらい上がった所にありまして、非常に整備された土地で5ページの上の方ですね、山下さんの土地でちょうど道路沿いのと言いますか、道路からちょっと離れたところにありますけれども綺麗に整備されていて何の問題もない様な気がいたしました。

それと、12-10です。これも、図面番号、土地番号見てもらいますと、すぐそばです道路手前の所か先かわかりませんがとにかく近い所にありまして、道路沿いに土地が2筆あってそれを耕作されているという事で、綺麗に整備されている所で何の問題もない非常に

良い土地だと思いました。以上です。

今度はもう一つの12-101の所です。それと12-102は同じ人です。借り受人が同じ人ですので一緒に説明したいと思います。これは私たちのこの資料ではアグリセンターから南へ約1.1kmとありますけども、農免道路で出水から高尾野に行くとゴルフのボールがありますけども、その手前ハウスの横から入ったところで300m行った所が上の図面の12-101の所です。手前の方ですね、椎木の苗が植えてありましてそれを開墾して馬鈴薯を植えるという事でした。それからまたこれも、地籍図的には近いところ。それから300mほど離れていまして下の図面ですけども、これは、高尾野と野田、出水と高尾野の旧高尾野の境だと思えますが、これは300mほどしか離れていませんでした。そこで、田んぼで今度は里芋を作るという事、何の問題も無いんじゃないかなと、田んぼなら里芋は出来るんじゃないかなと思っています。以上で報告を終わります。

議長 済みません、空き家に附属した農地です。

16番 それでは、16番です。空き家に附属した農地の指定という事で10ページの一冊下の段になります。場所ですが、図面集の2ページの下段になります。真ん中の斜線の部分ですが、場所は出水消化から南へ100mほど行った所です。現在は雑草が若干ちょっと生えている様な状態で、若干畑なんですけど、凸凹して使いづらい面はあったんですけど、まあ家庭菜園としては、特に問題はないかなという風に思いました。その結果、空き家に附属した農地の指定、第1項については、「差支えない」と判断しました。以上です。

議長 事務局・調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。ちょっと新しい資料になって、見づらい、判断しがたいという事を事務局職員も申しましたけれども、もうこれに慣れるしかないんじゃないかなという様な判断をいたしております。御意見・御質問ございませんか。

(「はい。」の返事)

議長 ないようです。調査委員の報告では、農地法3条の規定による許可申請については、全件「許可」、空き家に附属した農地の指定については、「差支えない」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の返事)

議長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、全件「許可」、空き家に附属した農地の指定については、「差支えない」と決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画についてと3号議案 農地中間管理権の取得についても関連がありますので一括して上程いたします。それでは事務局お願いします。

事務局 今回は、除斥の方が4人いらっしゃいまして、資料15ページ賃借権の設定、申請番号12-10の1番委員、資料17ページ賃借権の設定、申請番号12-13の18番委員、同じく申請番号12-14の11番委員、資料51ページ使用貸借権の設定、申請番号12-203の4番委員が該当しますので除斥をお願いいたします。

議長 まずは、1番委員、除斥をお願いします。

(1番委員 退席)

議長 それでは、事務局の報告をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号 農用地利用集積計画について説明申し上げます。資料は15ペー

ジから16ページになります。御指摘の通り字も小さくて、新システムになって再設定と新規の区別がここに表示もされないというところで、大変見にくいというか分かり難い形にはなっております。これについても要望などを出していきたいと思っておりますので、暫く御容赦を願いたいと思います。先ず、申請番号12-10でございます。15ページの最後から16ページにかけてでございますが、賃借権の設定で、土地の表示が高尾野町大久保〇〇〇番、畑、3, 864㎡の新規設定です。借人は、鶏卵、水稻、野菜を主たる経営作物とする高尾野町上水流の認定農家でありまして、貸人は高尾野町大久保の方です。以上で、説明を終わります。

議長 10番委員、審議の結果報告をお願いします。

10番 10番です。12月22日、16番委員、20番委員と事務局職員で審議した結果を報告いたします。ただいま、事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、適当と判断しました。

議長 事務局・調査員の報告が終了しました。御意見・御質問をお受けいたします。御質問が無いようでしたら、調査員の報告どおり適当と決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 では、調査員の報告どおり「適当」と決定いたします。

引き続き、18番委員の退席をお願いします。

(18番委員 退席)

議長 では、事務局をお願いします。

事務局 続きまして、資料は17ページをお願いします。17ページの真ん中、12-13という項目になっております。土地の表示は、黄金町〇〇番、田、1, 426㎡と、〇〇番、田584㎡の合計 2, 010㎡の新規設定です。借人は、水稻を主たる経営作物とする下鯖町の認定農家でありまして、貸人は上鯖淵と兵庫県在住の相続人でございます。以上で説明を終わります。

議長 16番委員、審議の報告をお願いいたします。

16番 16番です。審議日時等につきましては、先ほど説明しましたので省略します。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしておりますので、「適当」と判断しました。

議長 事務局・調査委員の報告が終了しました。御意見・御質問をお受けいたします。

(「なし。」の声)

議長 御質問が無いようでしたら、調査員の報告どおり「適当」と判断してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは調査委員の報告どおり「適当」と決定いたします。

(18番委員 入室)

続きまして、11番委員、退席をお願いします。

(11番委員 退席)

それでは、事務局説明をお願いします。

事務局 資料は続きまして17ページでございます。申請番号は、12-14でございますが、土地の表示が、高尾野町大久保〇〇〇〇番〇畑2, 981㎡の新規設定です。借人は、水稻と露地野菜を主たる経営作物とする高尾野町大久保の認定農家で貸人は阿久根市在住の方でございます。以上で、説明を終わります。

議長 10番委員、報告等をお願いします。

10番 10番です。先ほど日時を言うのを忘れていましたのでここで言います。12月22日、16番委員、20番委員と事務局職員で審議した結果を報告いたします。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、「適当」と判断しました。

議長 事務局・調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。ないようでしたら、調査員の報告どおり「適当」と決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、調査員の報告どおり「適当」と決定いたします。

(11番委員 入室)

続きまして、4番委員の退席をお願いします。

(4番委員 退席)

それでは、事務局をお願いします。

事務局 資料は、若干飛びまして51ページになります。51ページのちょっと真ん中の所ですけれども、申請番号の12-203と打ってあるところでございます。土地の表示が高尾野町下水流〇〇〇〇番〇田841㎡と〇〇〇〇番〇田150㎡の合計991㎡の再設定です。借人は、水稻を主たる経営作物とする高尾野町下水流の認定農家で貸人は同じく高尾野町下水流在住の方です。以上で、説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。16番委員、審議結果の報告をお願いします。

16番 16番です。審議日時等につきましては、先ほどと同じですので省略します。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、「適当」と判断しました。

議長 事務局・調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。

無いようでしたら、調査委員の報告では「適当」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、調査員の報告どおり「適当」と決定いたします。4番委員の入室をお願いします。

(4番委員 入室)

それでは、事務局引き続き説明をお願いします。

事務局 それでは、2号議案、3号議案合わせて説明させていただきます。資料は、64ページを

お願いいたします。64ページの総括表でございます。今回から、農家台帳システムを新しいものを使って議案を作っておりますが、総括表も自動で出てはくるところですけれども、かなり纏めた形でしか出てこなくて、経営基盤促進法につきましては、いま賃貸借と使用貸借、分けてございますけれども、システムで出てくるのが合わせたところの件数と面積だけであります。筆数も出てこない状態で、今必死でやっていますが、新規と再設定も分けて出てこなかったものですから、ちょっと今回は、新規と再設定を示す事ができませんでした。手作業で、賃貸借と使用貸借は分けました。そして使用权設定につきましても、所有権移転につきましても、売買と贈与、交換は、合計で出てきますが、これも手作業で分けるところまでは一応しました。新規と再設定は出来るだけ分けていきたいなど、お示したいなど考えているところでございます。今回は、これでご容赦願いたいと思っております。まず、この総括表でございますけれども、賃借権の設定は、新規・再設定合わせたところで、75件、136筆、171,492㎡。そして、使用貸借につきましては、7件、20筆、19,063㎡。そして、利用権の移転がありまして、これは3件、3筆で、3,164㎡です。中間管理事業ですが、耕作者別で4件ですが、貸出者別には5件になりまして、7筆の15,799㎡です。先に、農地利用集積の所有権移転ですが、売買が9件、13筆で、18,995㎡です。贈与が1件ありまして、10筆で、6,504㎡です。全体としては、97件、186筆ありまして、231,853㎡の集積計画でございます。以上です。

議長 事務局の総括表によります説明がございまして、若干見づらい点、ちょうど打ち合わせもしたんですけれども、新規の方が何件、再設定の方は何件とやっぱり記載すべきじゃないかなということをお願いして、どういう風な状態で新しいシステムの中に組み入れられるかが今後の課題だと思しますので、そこら辺りの疑問視も質問の中にあるんじゃないかなという気がしますけれども、10番委員報告をお願いします。

10番 10番です。審議日時等は、先ほどと同じですので省略します。ただいま、事務局から説明がありました案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので、「適当」と判断しました。

議長 事務局・調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。この中の利用権設定の中に若干懸念されるのが、名義人が亡くなってまだ相続が出来ていないというのが過去一例がありまして、その時には調査員の方々がもう土地の名義人は、亡くなっているんですけれども、その相続人二人以上の同意をもってここに賃貸借を結びなさいというそういう様な状態だったんですけれども、この中にはですね現存してもう亡くなった方をまだ相続が完了していないもんですから、場合によったらその名前が土地の所有者ということで明記されております。まあ、議員さん方によって地域に長けていらっしゃるけれども、「あの人は、もう亡くなとったが。」という指摘もあるんじゃないかなと思いますが、現システムの中では、相続がまだ完了していない土地の名義については、このまま記載をされているのが事実です。御意見ございませんか。ないようでしたら、利用集積並びに中間管理機構については、全件「適当」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、議案第2号 農用地利用集積計画については、全件「適当」、2号議案と3号議案を一括といたしましたので、2号議案、3号議案「適当」と決定いたします。

では、事務局もう1件説明をお願いいたします。

事務局 ひとつ、議題とはちょっと直接ではありませんけれども、お諮りして御意見を伺いたいと思いますのでお願いいたします。利用権設定の認定農業者及び認定新規就農者専用の用紙を先日からお示しているところがございます。その際に振込先の金融機関名欄がないということでありましたけれども、できるだけ行政じゃなくて直接耕作者と所有者の間でしっかりそこら辺は詰めてくださいという意味を込めてここには表記しておらなかったところではありますけれども、実際の運用を皆さんに聞いてみますとやはりどうしても断りきれないといえますか、そういう風に突き放すという様な風に受け取られるようなことがし難いという事もありまして、余白に入れて来ている方もありました。そうすると余白ですとちょっと記入漏れがあったりしますので、金融機関名は良いけど店名が書いてないか、口座種別が書いてないかというのがあります。そして、口座名義人がはっきり分からないと申請者そのものの何だろうなどは想像はつくんですけども、必ずしもそうではないかもしれないとしたときに、返って農業委員さん御苦勞になるのかなという気もしたものですから、共有者等の欄もひとつ潰しまして、そこに振込先、支店名、それと金融種別、口座番号、口座名義というものを書く欄を設けてみました。どちらが良いかなというところでお諮りをしたいという事でございます。よろしく申し上げます。

議長 いま皆さん方のお手元の方に、新しい利用権設定の書類という事で、前の紙とは大分違った簡素化されたものが配付してあります。審議がいろいろあったけど、そういう様な書類の申請書になっていますが、言われたときに、振り込み先も、もし現金で支払う場合はありませんけれども、振り込んでくれと言われれば振込先を記載して、そのまま提出して振り込みという様な感じになるかと思いますが、何か御意見ございませんか。

14番 差出人は、この今もらったやつですものか、それとも前んとでも良いのか、どっちですか。
議長 どっちですか。前のもまだ有効ですか。

事務局 どちらでも有効と考えております。今お手元に今回の再設定のお願いしたものを100枚ぐらい使ったんですけどもコピー機でしました。で、コスト的にもかかりますので、総務課の方に印刷入れをして、ちょっと沢山1000枚ぐらい印刷を頼もうと思っているところなんですけど、その際に振込先を入れたものを使った方が良いのか、それとも振込先が無いものを使った方が良いのかというところで、振込先があった方がもう皆さん、その方が楽だよという事であれば振込先が、この欄が入った新しい今日お示したものを大量印刷をしたいと思っていますところなんです。実際、ここ1か月の間でも振込先が分からないから口座番号を聞いてもらいたいというのを農業委員会事務局の方に農業者を通して来たというのもありました。ただあまり口座番号を役所から聞くというのも中々どうなのかなというのがあったりしますし、また口座番号はこう書いてあるんですけども、口座番号じゃなくして郵便局どおしで

振り込むための記号・番号を教えてください、それを農業委員会から聞いてくれというのもありました。それはちょっと本人どおしで欲しいなと思いつつも、ここに欄があるものですから、やっぱりそういうものがあるだろうと皆さん思われてしまっているのもあって、どうかなとちょっと本当に揺れてるというか、迷っているところがありますので、ただ、どっちが良いのかっていうのは、かえって欄があった方が、皆さんあまり苦勞せずに済むのか、欄が無くて「そら知らんど。」と言った方が苦勞せずに済むのか、という視点で考えていただければなというところです。

議長 どうですか皆さん。まあ、ケースによっては、「もう振り込むから、お宅の口座番号を教えてください。」という事で、その方がよりの確で貸借をされる方は、その方がスムーズに行く。中間管理機構の場合については、所定の手続きを経て中間管理機構から地主さんの方に振り込まれますけれども。そして、振り込まれた後今度は貸借をしている人が、結局、中間管理機構に納付するという方法をとっていますけれども。まあ、農政課で審議する農用地利用集積については、まあケースバイケース、年末の小作料の支払いを現金でする方、或いはもう振り込んでなあという事で振り込まれる方がいらっしゃるわけですが、まあ、貸借を利用権設定をする結ぶ時にはどうされますかと、年末現金でお支払いをしますか、それとも振り込み、出来ればもう振り込みの方が良いんですけれどもという借人の方ですね、そのような判断をされればその旨をば地主さんの方に話をされて、それで「お宅さんの口座番号を教えてください。ここに書きますので。」という事で、利用権設定の申請書を作成すれば、地主さんと貸人と借人双方にこの申請書が行きますので、そこで明確にできるんじゃないかなと思うんですけれども。御意見をお伺いいたします。

議長 はい、4番委員。

4番 4番です。個人的な意見なんですけど、前回の総会でもこういう話がありまして、2番委員の方からですね、出来れば新しい様式の方で進めて頂ければ新規・再設定も会長から今ありましたように年末に振り込んである振り込んでない、でも、口座番号も何も分からないと振り込みできない。何事やろか。となるよりは、そのコピーが農政課の方から来ますのでそれを保存していただければ、借人は振り込みがし易いと思いつつも、所有権移転だったら、こちらの方で進めて頂ければ良いんじゃないかなと思います。以上です。

議長 はい、他にございませんか。無いようです。それでは、いま4番委員からも御意見が出ましたが、新しい申請書の方も説明がございましたのでこれに則って地主さんと契約をする時にはどうされますかとか話をされてこの申請書を今後使用して、利用権設定を行うという様な方向でよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それではそのような方向で、以前の申請書も使えるという事ですので、この新しい申請書で今後取り組んでいただければと思います。

議長 済みませんプリントのミスで、議案第7号となっておりますけれども、議案第4号 農業

振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局 今月はいろいろとありまして済みません。昔の様式のままになってしまいました。起案順番もちょっと飛んでおりますが、除外の方の、第7号の方からです。先に審議の方をお願いしたいという事でございます。議案であります第7号になりますが、議案第4号農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、資料は77ページになります。第1項、申請内容について説明いたします。申請地は、高尾野町の畑、1筆。1,758㎡のうち498㎡です。申請人は、高尾野町出身で現在愛知県小牧市にお住いの方です。今回帰郷するに当たり、申請地に一般住宅1棟を建築しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり5条と同時申請になります10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置し、また、土地改良事業の施工区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に、3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。図面の方に位置取りが1筆丸々斜線をしてありますが、右側の道路に沿って500㎡程度の分筆をして申請という事になります。済みませんが併せてよろしく願います。

議長 14番委員、お願いします。

14番 14番です。12番委員の方から説明がありましたので省略をさせていただきます。

申請地は、アグリセンターの西側の所です。申請面積は、1,758㎡のうちの498㎡に、愛知県から出身地である高尾野町に〇〇さんが帰ってきて譲渡人の〇〇さんと提携して、ここに家を建てるという事です。造成については、現状のままを利用し境界にはブロックを設置するという事です。生活排水は、下水道、雨水は道路側溝を利用されます。周辺への影響はないと思われます。それと、備考の所に「土地改良地区内の協議中」とあるのは、これは協議済みという事です。5条転用申請と同時申請です。それと、第1種農地の集落接続施設という事で周辺には全然影響ないと考えましたので、調査の結果、私たちは、「やむを得ない」と判断をしております。以上です。

議長 続きまして、第2項お願いします。

事務局 第2項について説明いたします。除外です。申請地は、六月田町の田1筆の767㎡です。申請人は、鹿児島市で銀行にお勤めの方です。今回、申請地を購入し弟が経営している法人へ駐車場として貸付けようとするものです。地籍図を見ていただきまして、申請地の隣接は、地籍図では、『田』としておりますが、既に転用許可が下りており、現在は駐車場として利用されております。土地改良地区内ですが、協議済みであり、5条と同時申請になります。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置し、また土地改良事業の施工区域内に位置するため、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。以上です。

議長 1番委員、お願いします。

1番 1番です。12月23日、17番委員と25番委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。申請地は、六月田町の出水自動車教習所から西へ200mほどに位置し、現在は、水田として利用されている場所で、綺麗に刈り取られている状態でした。申請面積は、767㎡で貸駐車場として利用する面積として、妥当であると思われます。造成については、道路高に合わせて60cm程度盛り土して、隣接する土地の境界にはブロックを建築する予定です。雨水・排水は、申請地の北側の側溝を利用されます。手前を用水路が走っているので、

そこをまたぐ側溝とかを設置して、泥とか入らないように止めるようにするという事でした。左側はもう既に駐車場で『田』とはなっているんですけども、申請は終わっててもう駐車場になっている状況です。農用区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われれます。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく転用許可の見込みがあると思われ、農用区域からの除外要件を満たしていますので、「やむを得ない」と判断しました。

議長 事務局・調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。

無いようです。調査員の報告では、「やむを得ない」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 それでは、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見については、2件とも「やむを得ない」と決定いたします。

議長 議案第5号 農地法第5条事業計画変更申請についてを議題といたします。事務局お願いします。

事務局 農地転用事業計画変更について、資料は65ページです。第1項について説明いたします。申請地は、高尾野町唐笠木の田、1筆426㎡です。申請人は、市内の会社員です。本申請人は、平成12年6月に貸家を建築する目的として農地法第5条の許可を得ていますが、資金計画が予定通り計画できなかったため、建築できないままになっていたところ、本申請の事業継承者と合意に至り当該申請地を売却することとなったためです。変更後の転用計画の必要性については、現在借家住まいで手狭となり、今回一般住宅1棟を建築するものであり、必要性があると認められます。土地改良地区外、農用区域外の農地で、5条申請と同時申請です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置し、第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。以上です。

議長 12番委員、お願いします。

12番 12番です。65ページの議案第4号 農地転用事業計画変更申請について、12-1項です。12月23日、14番委員と、24番委員、及び事務局職員で調査・審議した結果を報告いたします。お手元の図面集、7ページの地籍図を御覧ください。申請地は、高尾野町唐笠木、高尾野南方神社から東へ350mほどに位置し、不耕作の田です。申請面積は、一般住宅1棟を建築する敷地面積として500㎡以下であり妥当であると思われれます。造成については、現状のままで利用し生活排水は下水道、雨水は道路側溝を利用されます。申請地の境界もコンクリートで造られ、また周辺農地への影響もないと思われれます。調査の結果、事業計画どおり事業が遂行できない理由等は明確であり、事業計画の変更は「承認」と判断いたしました。

議長 事務局・調査委員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。御意見・御質問がございませんが、調査委員の報告では、「承認」と判断されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第5号 農地法第5条事業計画変更申請については、「承認」と決定いたします。

議長 引き続き議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局、お願いします。

事務局 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について、資料は66ページになります。
第1項、申請地は、上鯖淵の畑3筆、1,701㎡のうち694㎡です。申請人は、市内の
会社員です。現在、借家住まいで手狭となり申請地を取得し一般住宅1棟及び通路を建設し
ようとするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画の用途地域から、
概ね500mに位置し、農地の集団性が10ha未満のため、第2種農地の「市街化近接農
地」に該当します。以上です。

議長 14番委員、お願いします。

1番 1番です。調査日等については、先ほど報告したので省略します。申請地は、上鯖淵、東
出水小学校から南へ300mほどに位置し、現在ブロッコリーが作付けされている畑です。
申請面積は、一般住宅1棟及び通路を建設する面積として694㎡であり、妥当であると思
われます。造成については、15cm程度盛り土をして、隣接する農地の境界にはブロックを
設置する予定です。生活雑排水は合併浄化槽、雨水は新設する通路に側溝を造り道路側溝へ
流すということです。周辺農地への影響はないと思われます。調査の結果、農地区分と転用
目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

議長 引き続きまして、2項お願いします。

事務局 第2項について、説明いたします。ちょっと資料に追加がありまして、ここは、一体利用
地といたしまして、高尾野町大久保の野平〇〇〇〇番〇、雑種地、191㎡のうち57㎡と
いうのが一体利用地として追加がございました。済みませんでした。よろしくお願いします。
申請地は、高尾野町大久保の畑2筆、1,486㎡のうち483㎡です。一体利用地として、
雑種地1筆、191㎡のうち57㎡があります。申請人は、市内で高齢者等の健康・福祉を
支援する法人です。法人が所有する重機置き場及びマイクロバスの車庫1棟を建築しよう
とするものです。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。農業公共投資の対象となってい
ない、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地のその他の農地に該当します。以
上です。

議長 12番委員、お願いします。

12番 12番です。67ページの議案第5号の2項です。調査委員・調査日時については、先ほ
ど報告しましたので省略いたします。申請地は、高尾野町大久保、高尾野特産館「山ノ神」
から北西へ650mの所に位置しています。下の地籍図を御覧ください。申請地は、道路を
挟んで右と左に柿が植栽されている畑です。建築するのは、左側の〇〇〇〇番〇ですが、こ
ちらは勾配がありかなり低くなっていました。1mほど盛り土をするそうです。重機の倉庫
やマイクロバス1台分の面積としては妥当だと思われました。雨水については、敷地内に溜
池を設け、自然浸透という事です。周辺農地への影響もないと思われます。調査の結果、
農地区分と転用目的に問題はないので、「許可相当」と判断いたしました。以上です。

議長 3項、お願いします。

事務局 第3項について説明いたします。申請地は、下鯖町の畑、1,130㎡のうち562㎡で
す。申請人は、市内の公務員です。現在、借家住まいで手狭となり今回新たに一般住宅1棟
を建築しようとするものです。一般住宅の基準である、概ね500㎡を超えておりますが、
全面道路の道幅も狭く、車の転回場所等に必要な面積を考慮してとの理由書が添付されてお

ります。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当します。以上です。

議長 17番委員、お願いします。

17番 17番です。日時等については、先ほど1番委員が発表しましたので省略いたします。申請地は、米ノ津東小学校から東へ100mほど行った所の位置にあり、現在はミカンを栽培してありました。申請面積は、一般住宅1棟を建築する面積として562㎡ですが、一般住宅の基準を超えています。そこで、理由書が添付されてこの理由書については、先ほど事務局から説明がありましたが、申請地籍図を御覧いただければこの斜線部分の下側にある道路の道幅が狭くて、家主さんが車を前から入れたらバックして出るにはその道路が狭いために、小学校の児童さんが行き来するという危険もあるという事で、また一般の生活道路にもなお危険があるために、敷地内でUターンして前進で行って前進で出たいという理由だそうです。造成については、現状のままほぼ利用して、隣接地との境界にはブロックを設置する方法で雨水については道路側溝へ流し、生活排水は下水道に流すという事です。協議しました結果、周辺農地への影響はないと思われ、調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、「許可相当」と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、4項お願いします。

事務局 第4項について、説明します。申請地は、下鯖町の畑、1,130㎡のうち562㎡です。申請人は、市内の会社員です。第3項で説明した隣接地になります。現在、借家住まいで手狭となり、今回新たに一般住宅1棟を建築しようとするものです。一般住宅の基準である概ね500㎡を超えておりますが、全面道路の道幅も狭く、小学校に近いという事から、車の転回場所等に必要面積を考慮してとの理由書が添付されております。土地改良地区外、農用地区域外の農地です。都市計画用途地域内に位置するため、第3種農地の「都市計画用途地域内農地」に該当します。以上です。

議長 17番委員、お願いします。

17番 17番です。この案件につきましては、第3項の同じ敷地を2分割という条件で、申請をされおりますが、いずれにしても理由書が付いていて、第3項と同じ理由・内容でございます。造成についても現状のまま利用するという事で、境界等はブロックを積んで雨水は道路側溝へ生活排水は下水道へという事でした。この私たちがちょっとお願いしたのは、隣の境が現在ミカン畑なんです、「住宅が出来て造成工事に入れば後々苦情が来れば、色々問題ですので隣の家の方とそこら辺りは良く相談されてください。」という事だけは言いました。第3項と同じ条件ですので、周辺農地への影響はないと思われ、調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、「許可相当」と判断しました。以上です。

議長 続きまして、5項、お願いします。

事務局 第5項について説明します。申請地は、高尾野町水流の畑、573㎡です。申請人は、市内の自営業者です。独立して仕事量も増え現在の仕事場の隣地を購入し、作業場、資材置き場及び駐車場として利用しようとするものです。土地改良地区内ですが協議済みであり、農用地区域外の農地です。10ha以上の規模の一団の農地の区域内に位置し、土地改良地区内に位置するため第1種農地に該当しますが、周囲概ね50m以内に3戸以上の集落が形成されているため、不許可の例外である「集落接続施設」に該当します。以上です。

議長 14番委員、お願いします。

14番 14番です。調査日時については省略します。この場所はですね下水流小学校から南東へ200mほどの所にある不耕作の畑です。そして、山下さんというのは、板金業をするのに出水なんですよ、住んでいるのは、土地は高尾野を買って、こんなところですかああって考えたんですが、〇〇〇〇番〇、地籍図にあります、その隣が、〇〇〇〇番〇と、〇〇〇〇番〇で、ここは、親父さんが住んでいて親父さんの倉庫も利用して、その倉庫だけではどうしても足りないという事で、今度〇〇〇〇番〇の畑の不耕作地の荒れている畑を買って、ここに工場を造るという様な事で、この573㎡ですが、面積的にも車を置いたり、色々するという事で妥当だと思われま。造成については、現状のまま境界はブロックを設置し、雨水は自然流下という事です。周辺への影響はないと思われま。それと備考としまして土地改良地区内、これはもう協議済みです。農用地区域外、第1種農地なんです、「集落接続施設」という事で、私たちは調査の結果、「許可相当」と判断をいたしました。兄弟でやっただけですね、私も知らないところで頼んだ人ですて非常に良いですので、板金はよろしく願ひします。以上で報告を終わります。

議長 続きます、6項お願いします。

事務局 第6項につきましては、77ページの議案第4号 農業振興整備計画の農用地利用計画変更に係る意見についての第1項で説明しましたので省略いたします。以上です。

議長 14番委員、お願いします。

14番 第6項について、これはですねアグリセンターの隣という事で除外のところで詳しく説明しましたので、自分は簡単に「許可相当」という事でよろしく願ひします。以上です。

議長 続きます、7項をお願いします。

事務局 第7項について、説明します。ここも済みません。修正がありまして、地目が「畑」となっていますが、「田」に修正をお願いします。これにつきましては、65ページの議案第5号「農地転用事業計画変更申請についての第1項で説明いたしましたので、説明を省略いたします。以上です。

議長 12番委員、お願いします。

12番 12番です。72ページの議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請についての第7項です。調査委員・調査日は先ほど報告しましたので省略します。この第7項につきましては説明があったように先ほど説明していただきましたので省略します。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので「許可相当」と判断いたしました。以上です。

議長 8項をお願いします。

事務局 第8項については、78ページの議案第4号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見についての第2項で説明しましたので省略いたします。以上です。

議長 1番委員、お願いします。

1番 1番です。調査日等については、先ほど報告したので省略します。農地等は、砂利で埋めて自然流下と排水で対応するという事でした。他については、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、第2項で説明しましたので省略します。「許可相当」と判断しました。

議長 事務局・調査員の報告が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。ございませんか。無いようです。調査委員の報告では、1項から8項まで「許可相当」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請については、1項から8項まで「許可相当」と決定いたします。

議長 議案第7号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局 議案第7号 非農地証明願について、第1項。申請番号が、12-1になります。74ページ、12-1になります。図面集によりますと、8ページの上の欄の地図になります。申請地は、麓町の畑、384㎡です。登記地目は畑、申請現況は雑種地です。非農地となった年月日は、平成6年11月1日、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 1番委員、お願いします。

1番 1番です。申請地は、出水小学校から北西へ100mほどに位置し申請地周囲は宅地に囲まれていて、畑へ直接入る入口もなく荒地の状態でした。現場の状況からみて、申請どおりの年月は経過していると思われ、農地への復元は困難な状態です。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので承認と判断しました。

議長 続きます、2項をお願いします。

事務局 12-2項について説明いたします。申請地は、武本の畑2筆、田1筆の計3筆で、合計1,684㎡です。登記地目は畑、申請現況は山林及び雑種地です。非農地となった年月日は昭和56年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 16番委員、お願いします。

16番 16番です。調査日等につきましては、先ほど報告しましたので省略します。場所ですが、図面集の8ページの下欄になります。3ヶ所ほどありまして、一番小さい所がこれは竹藪の状態になっておりました。それから、真ん中ほどの面積のずっと広い所は、1302㎡ですが、ちょうど山の谷間になる所で既にもう水が溜まっていて日陰になって更に竹・雑草等が生えている状態でした。それから、左側の畑、303㎡。これはもう山の状態で、ちょっとよじ登っていかないと行けないような状態で、大木も植わっている状態でありました。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしておりますので、「承認」と判断しました。

議長 3項、お願いします。

事務局 12-第3項について説明いたします。地図は9ページの上欄になります。申請地は、高尾野町下水流の畑、256㎡です。登記地目は、畑、申請現況は宅地です。非農地となった年月日は、昭和36年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 14番委員、お願いします。

14番 14番です。調査日時については省略します。場所は、高尾野下山飛翔館から南西へ350mほど行ったところにある家が昭和36年に建ててあって、この地籍図では畑となっているんですがもうここに家が建っていて、これを今から壊すのも難しいだろうなという事で、調査の結果、私たちは、「承認」と判断をしました。以上です。

議長 続きます、4項をお願いします。

事務局 12-4項について説明いたします。地図は、9ページの下欄の地図になります。申請地は、下大川内の畑、1,300㎡です。登記地目は畑、申請現況は山林です。非農地となった年月日は、平成15年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 17番委員、お願いします。

17番 17番です。調査日時等については、先ほど報告しましたので省略します。申請地は、下平野自治公民館から東へ900mほどの位置にありまして、申請地は山林化されておりました。現場の状況からみて申請通りに年月は経過していると思われ、農地への復元は困難な状態です。調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、「承認」と判断しました。以上です。

議長 続きまして、5項をお願いします。

事務局 12-5項について説明します。地図につきましては、10ページの上の地図になります。申請地は、下大川内の畑5筆、田2筆の合計、6,965㎡です。登記地目は畑、田、申請現況は山林及原野です。非農地となった年月日は、平成15年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 17番委員、お願いします。

17番 17番です。調査日時等については省略させていただきます。申請地は、下平野自治公民館から東へ900mほどに位置し、前項で説明した所なのですが、現在つつじとかほぼぼ萱か雑草に覆われてつつじ園という様な事で利用されていたそうですけれども、もう荒地みたいな野暮になっていました。また、もう1筆については、本人牛舎の南側、川沿いの田で水害等により雑種地化されておりました。歩いて現地まで行って行きは良いよ帰りはフウフウ言っ上り上がって来るという様な所でございましたが、地図(図面集)の10ページの下の方ですが現状を見てどこも非農地として「承認」されて良さそうな場所でもございましたが、我々は現場を見に行きまして、農地への復元は非常に困難な状態だと判断し、調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていましたので、全て「承認」と判断しました。以上です。

議長 続きまして、6項をお願いします。

事務局 12-6項について説明します。筆数が若干多ございましたので地図(図面集)上では10ページの下と11ページの上下3ヶ所に分かれて記載をさせていただきました。申請地は、上鯖淵の畑4筆、田2筆の合計4,205㎡です。登記地目は畑、田、申請現況は山林及び原野です。非農地となった年月日は、昭和年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 1番委員、お願いします。

1番 1番です。申請地は、日当公民館から南へ500mほどに位置しています。申請者ですけどそこには住んでいなくて熊本市に住んでおまして、土地から相続されたという事でしたが、実際、現況後も場所も把握していない状態で、数十年経っているという状況でした。申請地は、ほとんど山林化しておりました。〇〇〇〇番〇も山林化している状態で、〇〇〇〇番、〇〇〇〇番〇とも山林の状態でした。〇〇〇〇番の面積が通路が通れない状態で現地にも迎えない状態の山林の状態でした。〇〇〇〇番も竹林で、斜面があるという状態です。〇〇〇〇番も同様で竹林の状態で利用できないという様な状態でした。調査の結果、非農地としての承認要求を満たしていますので、「承認」と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、7項をお願いします。

事務局 12-7項について説明します。地図(図面集)は、12ページの上の地図になります。申請地は、高尾野町下水流の田、330㎡です。登記地目は田、申請現況は雑種地です。非農地となった年月日は、昭和年月日不詳、土地改良地区外、農用地区域外の農地です。以上です。

議長 12番委員、お願いします。

12番 12番です。76ページの議案第6号 非農地証明願の申請番号、12-7項です。お手元の図面集、12ページの地籍図を御覧ください。申請地は、高尾野下山飛翔館から南東へ150mほどに位置しています。入口に〇〇さんの住まいがあり、その奥の方が申請地です。当時は、多分、物置として使われたと思われる建物の屋根と柱が数本残っていました。現地の状況からして、農地への復元は困難と思われるので、「承認」と判断いたしました。以上です。

議長 非農地判断についての説明が終わりました。御意見・御質問をお受けいたします。無いようです。調査委員の報告では、「承認」と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

議長 議案第7号 非農地証明願につきましては、全件「承認」と決定いたします。

議長 続きまして、日程7令和4年度出水市農作業賃金標準額についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局 それでは、令和4年度出水市農作業賃金等標準額について説明いたします。総会資料に同封しました来年度の農作業賃金等標準額(案)を御覧ください。昨年の12月総会で、本年度の農作業賃金等の標準額を農機具等の価格上昇や阿久根市や長島町の標準額を考慮し、機械作業の項目や金額の追加、修正等により大きく見直しを行いました。そのため、来年度案としましては、農作業賃金を本年10月2日から適用された鹿児島県の最低賃金を基に、軽労働を6,600円とする200円の上昇、重労働は軽労働の500年増としていることから、7,100円とする変更どおりとなっております。機械作業による標準額等ほかに見直し点がないか御審議をお願いします。

議長 ただいま説明がありました。御意見・御質問等ありませんか。

(「なし。」の声)

議長 無いようです。それでは、令和4年度の出水市農作業賃金等標準額について、原案どおり承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい。全員賛成ということで承認いたします。

事務局 御審議ありがとうございました。委員の皆様は資料の標準額(案)の案を消していただきまして、市民への周知につきましては、広報いずみ3月号に掲載したいと思っております。

議長 それではその他の項目に入ります。

(その他)

○令和3年度鹿児島県農業委員会大会(延期分)について(事務局説明 省略)

○公務災害補償制度について(事務局説明 省略)

○農業者年金について研修会(県農業会議立山氏、県JA中央会池ノ上氏説明 省略)

議長 以上をもちまして第5回出水市農業委員会の定例総会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印